

◆地域の主な見守りの担い手と担い手を支える取組について◆

地域の見守りの担い手や担い手を支える活動をしている主な取組を紹介します。

<p>①民生委員・児童委員</p>	<p>民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受け、それぞれの地域で、住民の立場に立って相談に応じています。地域住民の身近な相談相手として、定期的に見守りが必要な高齢者等を訪問するなどして、安否確認や必要な支援の把握などを行っています。</p>
<p>②社会福祉協議会</p>	<p>地域住民、関係機関等が連携し、地域住民が住み慣れた地域で安心して生活することのできる福祉のまちづくりの実現を目指した活動を行っています。住民主導で見守りが行われる地域づくりや、地域住民による見守りネットワークの構築を支援しています。</p>
<p>③町会・自治会</p>	<p>地域住民によって自主的に組織された団体です。一定の地域で、地域住民の助け合いにより、防犯・防災、環境保全、住民交流など、地域に関わる様々なテーマに取り組んでいます。高齢の住民に対する支援の必要性を感じ、見守り活動を行っている団体もあります。</p>
<p>④老人クラブ</p>	<p>仲間づくりを通して、生きがいや健康づくりを行うとともに、高齢者の知識や経験を生かして、地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組んでいます。活動の一つとして、友愛訪問など、定期的には高齢者宅を訪問して、話し相手となる活動が行われています。</p>
<p>⑤NPO法人</p>	<p>特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人で、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など、様々な分野をテーマに、社会貢献活動を行っています。見守りに関わる課題をテーマに、地域で専門性の高い活動を行っている法人もあります。</p>
<p>⑥マンション管理人</p>	<p>マンションには、管理組合または管理会社との契約によって管理人が配置されているところがあります。勤務日・時間はマンションによって異なりますが、日頃、業務を通じて住民と関わる機会が多く、住民の異変に気づきやすい立場にあります。</p>
<p>⑦生活支援コーディネーター</p>	<p>高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室の担当区域ごとに、生活支援・介護予防サービスの充実や高齢者の社会参加を推進するため、地域団体等の新たな活動の立ち上げを支援する等の活動をしています。</p>
<p>⑧地域ケア会議</p>	<p>地域の人が生活するうえで抱える問題を、当事者やケアマネジャー、介護サービス事業者やリハビリ・医療などの専門家、民生委員・児童委員などが集まって話し合い、解決策を探っていく会議を行っています。</p>

7

地域で見守り活動を行うには

(1) 日常の活動を見守り活動につなげましょう

特別なことをしなくても、町会・自治会や団地の管理組合等が日常的に行っている活動の中に、見守りの視点を盛り込むことで、大きな負担とならずに、住民同士の見守り合いを行うことができます。

例えば、以下のような取組を見守りにつなげることができます。こうした活動から始めて、地域全体で見守り体制が構築できるよう、徐々に活動を広げていきましょう。

■ 町会・自治会、管理組合等の日頃の活動を見守りにつなげる工夫 ■

- ・会費を訪問して徴収する。(原則訪問徴収とする、まとめて回収せず毎月とする等)
- ・手渡しで回覧板を回す。(ポスト等に入れない)
- ・清掃活動や花壇の手入れといった環境整備活動の際、欠席した人がいたら、活動終了後に様子を見に行く。
- ・広報紙を、出来る限り手渡しとする。
- ・要援護者マップの作成や防災訓練をきっかけとした見守り活動を行う。
- ・生協の共同購入等を行っている住民同士のつながりを見守り活動へと発展させる。
(心配な人がいないかの情報交換など)



見守り訪問に向かう様子

そのほかに、共有部分の清掃やゴミ集積場の掃除、防犯のための見回り、交通安全活動など地域で定期的に行う活動は、住民の異変に気づきやすいものです。町会・自治会、管理組合などから、活動の際に参加者に呼びかけ、さりげない見守りを行っていきましょう。

◆ 行政の相談窓口の周知 ◆

町会・自治会や管理組合などの方は、地域住民の皆さんが異変に気付いたらささいなことでも行政の相談窓口につながるよう、相談窓口の連絡先について、回覧板や掲示等を活用して情報提供していきましょう。回覧板等に掲載する情報の内容については、お近くの高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室に確認・相談してみましょう。

(2) 見守りが必要な人を確認しましょう

町会・自治会や管理組合等で、住民名簿を管理しておくことも見守り活動につながります。年齢や世帯の情報が分かれば、高齢の一人暮らし世帯、高齢者のみ世帯など、見守りが必要な住民の方を確認することができます。

こうした情報をマップに落とし、住民の年齢や世帯状況を色分けすると、地域の高齢化の状況や、見守りの必要性が一目で分かるため、住民の危機意識を共有化でき、今後の見守り活動の検討に有効です。

こうした名簿やマップの取扱いには十分な注意が必要です。町会・自治会や管理組合等の事務所内の施錠できる場所に保管する、又はコピーは厳禁として会議の際に見るだけとするなど、情報の管理方法を決めておきましょう。

作成したマップは、災害時に避難誘導が必要な人がどこにいるか、一目で分かるため、災害時の要援護者に関する情報としても活用することができます。

(3) 住民の皆さんが集まる場所を作りましょう

集会所や共有スペースがあれば、町会・自治会や管理組合等でサロンやカフェを開催することも有効です。

高齢者の方が家に閉じこもることを防止するとともに、住民の方同士が気軽に集まって、お茶を飲みながら雑談をする機会を作る中で、「地域で気になる人がいる」、「最近サロンに来ていない人が心配。後で様子を見に行こう」など、自然と「気掛かり」な情報を交換し合うことにもつながります。

このように住民の皆さんのコミュニケーションの場には、地域の様々な情報が集まります。住民の皆さんによる見守りだけでは対応できない心配な人が見つければ、高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室に共有、連絡、相談することで、必要な支援へとつなげることができます。



気軽に集まれる場所を

事例
●サロン

～誰でも気軽に集える居場所づくり～ サロンからひろがる町の見守り活動

千三ふれあいハート福祉委員会は、「誰もが気軽に集まれる場所」をつくりたいとの思いから、現在は月2回、サロンを開いています。活動内容は茶話会を中心に、参加者の要望を取り入れて歌や体操（ストレッチ、棒体操など）、脳トレ、折り紙などを楽しみ、誰もが集まりやすく、新しい参加者にはみんなで声をかけ、楽しい気持ちで帰れる場づくりを心がけています。参加者の半数以上がひとり暮らしで、それまで地域とのつながりがあまり無かった方が、住民同士のつながりを深めるきっかけになったり、気分が落ち込みがちだった方が毎回欠かさずサロンに参加するようになって、他の参加者との交流を楽しみ、明るく前向きな話題が多くなったりもしました。

2023（令和5）年6月には、「支えあいマップ」の更新を行い、サロン参加者の他、前回マップ作りに参加された方、地域のことをよく知っている方、社会福祉協議会、みどり高齢者みまもり相談室が参加しました。

マップづくりを通じて、参加者の持っている情報が集約され、どこに高齢者や子どもの居る世帯が住んでいるか、誰が見守っているかを「見える化」できました。また、他の住民とのつながりが薄い世帯もわかり、特に集合住宅は町会に入っていないところも多く、把握がしづらいことを再認識しました。このマップづくりを契機に、町会にある「災害サポート隊」と協働して、災害時の支えあいには普段のつながりづくりが重要であると考え、「見守りサポート隊」の結成に向けて動いています。（みどり高齢者みまもり相談室）

事例
●サロン

～誰もが気軽に立ち寄れる“心地よい”場所～ 笑顔のいえ

『寝具のフクシマ』には、人が人を呼び、毎日誰かが立ち寄っています。店主からの「店をたたもうと思っているが、その後も今までと同じように人が集まる場所にしたい」との相談をきっかけに、生活支援コーディネーターに繋がり、「地域の為になるなら」と町会の支援もあり『笑顔のいえ』が立ち上がりました。対象は赤ちゃんから高齢者、動物まで決まりはありません。ただ皆でお話したり、時には手作業や講師を招いた講座なども行っています。ここは何か決めて行うのではなく、悩みの相談や情報共有など、何でも皆で話せる場所です。「いつでも誰でも気軽に来てください」と店主は話します。

『笑顔のいえ』の立上げは、地域の関係機関による支援体制が強化され、町会のなかで改めて“地域のみまもり”を考える機会になりました。

このような取組が広がり誰かと自然に繋がれる地域が増えると、孤独を感じる人が減り、また、孤立を防ぐきっかけとなるのではないかと期待しています。

（八広はなみずき高齢者みまもり相談室）



(4) 住民の皆さん同士の見守り合いによる活動を行いましょう

① 見守り合いが地域の住民同士のつながりを強くします

町会・自治会、管理組合などで、希望者を募り定期的に訪問する、又は緩やかな見守りを行い異変に気付いたら役員などの担当者に連絡する等、住民同士で見守り合う活動は、地域のつながりを強くするという点においても、大変有効な取組です。日常的に接する中で、近所に少し心配な人がいる又は高齢者の一人暮らしで家賃滞納がある等、見守りが必要だと思われる人がいる場合には、町会・自治会等から高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室に相談し、一緒に見守り方法を検討しましょう。

こうした地域での見守り活動は、住民の皆さん同士で十分に話し合っ決めていくことが大切です。その際、監視の関係とならないよう十分配慮し、ほどよい近所付き合いの中で、お互いに気遣い合う関係をつくっていきましょう。

② 集合住宅では管理人の方がキーパーソンとなります

特に、マンションなどの集合住宅では、日常的に住民と接し、かつ外部との窓口である管理人の方がキーパーソンとなります。挨拶を交わしたり、さりげない会話をするなど、管理人が住民の方と日頃からのコミュニケーションをとることで、ささいな異変にも気付きやすくなります。



③ 町会・自治会からマンション住民へ働きかけましょう

また、町会・自治会から、地域にあるマンションの管理組合の住民に町会・自治会の会員となるよう働き掛けることも有効です。マンション住民が町会・自治会に加入することで地域とのつながりができ、マンション住民が抱えている課題が明らかとなるほか、マンションに住む一人暮らし高齢者が町会・自治会とつながりを持つことができます。

④ 複数のマンションの管理組合同士で横のつながりをつくりましょう

複数のマンションの管理組合同士で横のつながりをつくってもよいでしょう。お互いに情報交換を行う中で、各マンションの状況に合った見守り活動を検討していくことができます。

(5) 緊急時の対応方法を決めておきましょう

町会・自治会等の中には、緊急時の連絡体制を構築したり、24時間対応の携帯電話を役員が所持したりするなど、夜間・早朝も、住民からの緊急の連絡に対応できるようにしている団体もあります。

特に、行政の相談窓口が24時間対応でない場合、いつでも相談できる連絡先が身近な地域にあると、住民の方は大きな安心感を得ることができます。

こうした緊急時の相談体制に加え、鍵を開けて部屋の中を確認する必要が出てきた場合の対応方法についても、どのような時に鍵を壊して入室してよいか、緊急連絡先はどこかなどの取決めが行われていれば、緊急時の対応がスムーズに進みます。

事例

●コロナ禍の工夫

～コロナに負けない！活動を通してつながる町へ～

亀一うき福祉委員会

3.11東日本大震災を機に、地域との関わりをもちたい、ご近所同士の絆を強めていきたいと思い、亀一うき福祉委員会の立ち上げに至りました。主な活動としては、ふれあいサロンや町内交流会を実施しています。新型コロナウイルス感染症の流行により活動できない状況になりましたが、「つながりが途切れないように」という思いから関係者で話し合い、町会の協力も得て再開することができました。まず取り組んだことは、①お弁当の配布です。普段町会等と関わりが薄い方も含め多くの方が来てくださり、「久しぶりに人と会えて嬉しい」という声も多く聞かれました。

②戸別訪問は、手紙などを持参し、ご近所で気になっている方を中心に訪問しました。訪問した方からは「気に掛けてくれて嬉しい」といった声も聞かれました。

コロナ禍で、不安感や孤独感を感じていた方も少なくなかったと思いますが、私たちの活動を通して少しでも地域の方の安心につながったのではないかと思います。(同愛高齢者みまもり相談室)



事例

●SNS活用

～園芸を通じてスマートフォンを使いこなす！！～

園芸サークル そらまめ

趣味を通して地域の交流を活性化するため、園芸講座の卒業生に声掛けを行い、2022(令和4)年にサークル活動を開始しました。

対象者は園芸を趣味としている地域住民で、野菜作りや花の栽培をしたり、その花で公園のプランターを整備し、地域の方に花を楽しんでいただく活動をしたりしています。毎年10月にすみだ福祉保健センターで行われる「センター祭り」に参加し、野菜や花の苗を販売するなど、個人で楽しむ園芸活動ではできないような活動もグループで楽しんでいます。

月に1回の定例会の他に、水やり等でメンバーが活動場所に訪れたときは、グループLINEを活用して植物の状況や活動の状況を写真で共有しています。

LINEを活用することで、定例会での交流だけでなく、LINEを通して日常的な交流が行われ、メンバー同士のつながりが強化されています。また、突発的な予定変更や継続的な記録も共有されやすくなり、ICTを活用した効果が見られています。(こうめ高齢者みまもり相談室)



事例
●SNS活用

～LINEを活用した地域見守り活動～
京島三丁目北町会の部屋

2019（令和元）年に台風19号が接近した際、暴風雨で防災無線が聞こえず避難の判断に迷う住民が多数いたため、有事の際の情報発信を目的とし、2022（令和4）年に町会LINEオープンチャットを開設しました。

登録に際しては、町会新聞にQRコードを掲載し、2024（令和6）年5月現在、57名の方が登録されています。町会LINEでは町会のイベント情報のほか、防災・防犯情報、地域で起こった出来事等の身近な情報をリアルタイムで知ることができます。

ある時、リフォーム詐欺の可能性が高い事案があり、町会LINEで情報を発信した際には、高齢者への注意喚起のみならず、住民による見守りの目を増やすことにも繋がりました。日頃から情報発信にオープンチャットを活用することで、有事の際の情報共有にも役立てていきたいと考えています。また若い世代の住民も巻き込んで地域の見守りの目を増やすとともに、今後は一人暮らし高齢者の安否確認も行っていく予定です。

（むこうじま高齢者みまもり相談室）



京三北
メンバー56ノート0
京島三丁目北町会の部屋

事例
●住民と専門職の連携

～住民主体による生活支援のしくみづくり～
ちょこっとサポート応援団

「ちょこっとサポート応援団」は地域をより良くするため、2022（令和4）年2月に立ち上がりました。地域の見守りや、支え合いについて団員同士が情報を集めて共有し、ちょっと困った時の支え合いのしくみをつくることを目的で活動しています。（名称変更：2022（令和4）年2月「ちょこっとサービス応援団」→2023（令和5）年10月～「ちょこっとサポート応援団」）

団員は地域住民、見守り協力員、民生委員・児童委員、医療・介護・福祉の専門職の方20名。地域にあるサービスや活動など、「すでにやっていることやあったらいいな」を共有、「すぐにできそうなことや大切なこと」を話し合い、取組内容を決めています。令和4年度には地域資源の可視化および情報伝達ツールとして「うめわか地域 美味しいものマップ」が完成しました。団員が地域のお店をまわり、作成も内容の企画、校正、デザイン、パソコン入力まで、ほぼすべてを行いました。

リーフレット完成後、リーフレット作成や配布を通して、地域のお店との新たなネットワークを築くことができました。現在、団員たちは新たな取組に向けて動き始めています。（うめわか高齢者みまもり相談室）



(6) 民間事業者等による見守り活動への協力

墨田区では、「すみだ高齢者見守りネットワーク事業」の趣旨に賛同し、協力機関として登録いただいた民間事業者・団体等も日頃の業務の中で緩やかな見守り活動を行っています。金融機関や生命保険会社、ライフライン事業者等との見守り活動に関する協定の締結も進めています。

すみだ高齢者見守りネットワーク事業協力機関：37機関
地域の高齢者に関する見守り協定締結団体：15団体
(令和6年8月末時点)

あわせて、本誌P.35のコラム「墨田区の高齢者見守りネットワーク」もご覧ください。

コラム

◆いち早く生活状況の変化に気付く 事業者と高齢者みまもり相談室の連携◆

高齢者みまもり相談室では、事業所の職員に対して認知症サポーター養成講座を開催しているほか、相談室が発行している「みまもりだより」の配布で事業所を訪問し、その際に情報交換を行うなど「顔のみえる関係」づくりを行うことで、日々の見守り活動の連携に役立てています。

そうした関係づくりの中で、新聞等がポストに数日分溜まっている状態に気付いた新聞販売店や配食業者から、高齢者みまもり相談室に連絡が入り、安否確認に結び付いた事例も多くあります。また、金融機関等から「一日に何度も来店しており心配」「カードや通帳を何度も再発行している人がいる」といった相談が寄せられ、支援につながる事例も増えています。

このように、協定の締結や協力機関の登録を通じて、状況が気になる高齢者を早期発見し必要な支援につなぐネットワークが民間事業者にも広がっています。



高齢者みまもり相談室が
毎月発行している
「みまもりだより」

8 個人情報の取扱いについて

(1) 見守り活動における個人情報の重要性

行政や専門機関だけでなく、町会・自治会、管理組合等の地域住民の皆さんも、活動に必要な個人情報を適切に利用することで、効果的な見守り活動を行うことができます。

個人情報の適切な共有は、見守りネットワークを有効に機能させる上で、最も重要な要件と言っても過言ではありません。しかし、見守りの現場では、必要な手順を踏めば提供することが可能な情報でも、個人情報保護を理由に関係者で共有できず、「支援の壁」となっている場合があります。

個人情報保護法の趣旨は、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」にあります。(個人情報の保護に関する法律第1条)

個人情報は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、適切に取り扱わなければなりません。一方で、究極の権利利益とも言える「生命や身体の安全」を守るためには、必要な範囲で、効果的に活用していくことが、個人情報保護法の趣旨から鑑みても重要と言えます。

そのためには、行政、見守り専門機関だけでなく、地域住民の皆さんも個人情報の取扱いについての正しい知識を持つ必要があります。

(2) 個人情報とは

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報で、①氏名、生年月日その他の記述等によって特定の個人であると分かるもの、又は②個人識別符号(※)が含まれるものを指します。氏名が分からなくても、他の情報と組み合わせて容易に特定の個人を識別できる場合には個人情報となります。

死者に関する情報は「生存する個人に関する情報」ではないため、個人情報に当たりません。しかし、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、遺族等に関する個人情報になります。

※ 身体的特徴(顔・指紋・声紋・DNA等)に係るデータや、公的に割り振られた番号(基礎年金番号・免許証番号・マイナンバー等)など、その情報単体でも個人情報に当たるものを指します。

(3) 個人情報取扱いの基本ルール

個人情報を取扱う民間事業者等は、個人情報保護法により、以下のようなルールを守る義務があります。この「事業者」は会社などの法人に限らず、町会・自治会、マンションの管理組合、NPO法人などの非営利組織も含まれます。

● 個人情報取扱いの基本ルール ●



① 個人情報の取得・利用に関するルール

- 利用目的を特定し、目的外利用をしないこと
 - ・ 個人情報を取り扱うときには利用目的を具体的に特定します。
 - ・ 特定した利用目的以外には個人情報を利用しないようにします。
- 適正に取得し、利用目的を本人に明らかにすること
 - ・ 不正な手段で個人情報を取得しないようにします。
 - ・ 個人情報を取得したときには、本人に利用目的を通知または公表します。
 - ・ 本人から直接書面で個人情報を取得するときには、あらかじめ本人に対して利用目的を明示します。
- 要配慮個人情報（32ページA4参照）には特段の注意を払うこと
 - ・ 要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別や偏見が生じる可能性がある個人情報）を取得する時は、必ず本人の同意を得ます。

② 個人情報を保管するときのルール(安全管理)

- 個人情報を安全に管理すること
 - ・ 個人情報の漏えいや紛失などを防ぐために安全に管理します。（「安全管理措置」の実施）
- 正確かつ最新の内容に保つよう努力すること
 - ・ 個人情報が正確で最新の内容となるように努力し、また、不要な情報は消去するよう努めます。
- 漏えい等報告・本人通知の義務化
 - ・ 個人情報保護法の改正により、2022（令和4）年4月1日から、要配慮個人情報の漏えい等が発生した場合、又は、発生したおそれがある事象が生じた場合は、個人情報保護委員会への報告・本人通知が義務化されています。

③ 個人情報を第三者に提供するときのルール(第三者提供の制限)

- 決められた場合以外には、第三者に個人データを提供しないこと
 - ・ 個人情報を本人以外の第三者に渡すときは、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。
 - ・ 個人情報を第三者に提供する場合には、いつ・誰の・どんな情報を・誰に提供したか、を記録し保存する必要があります。（原則3年）

・ただし、次の場合は、本人の同意を得なくても提供することができます。

- ◆法令に基づく場合（例：警察からの照会など）
- ◆人の生命、身体又は財産の保護のために必要で、かつ本人からの同意を得るのが困難な場合（例：災害発生時の安否確認など）
- ◆公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合で、かつ本人の同意が難しい場合（例：児童虐待からの保護など）
- ◆国の機関等や地方公共団体又は、その委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合（例：統計調査への回答など）
- ◆業務の委託、事業の承継、共同利用



④本人から個人情報の開示を求められたときのルール

- 本人からの請求に対して適切な対応をとること
 - ・あらかじめ苦情の申出先等を明示しておき、本人から請求があった場合は、保有する個人情報の開示・訂正・利用停止等を行います。

（４）個人情報の管理方法

個人情報を活用して見守り活動を行う関係者は、情報の共有を行うに当たり、外部漏えいなどで見守り対象者の権利利益を侵害することのないよう、次ページのような管理ルールを定めておく必要があります。

● 個人情報の管理ルール ●

■情報の活用範囲

- ・ 個人情報は見守り活動以外の目的には使用しない。

■適切な情報の管理

- ・ 個人情報が記載された資料は金庫や施錠できるキャビネットなどに保管する。
- ・ 個人情報が記載された電子データにはパスワードを設定し、パスワードは管理者等の限られた人だけで共有する。
- ・ 台帳を管理するパソコンにはウィルス対策ソフトを入れる。



■情報の管理責任者の設置

- ・ 個人情報の管理者を決め、情報管理の責任者を明確にする。
- ・ 管理者は漏えいや紛失、破損等が起きないように、組織のメンバーに対して、周知・徹底する。

■複写や印刷の制限

- ・ 個人情報が記載された資料の複写や複製はしない。
- ・ 必要な関係者に情報を電子データで提供する場合、印刷を許可しない設定とした PDF ファイルとして提供するなどして印刷を制限する。

■情報の持ち出し制限

- ・ 個人情報が記載された資料や電子データは、指定場所から外に持ち出さないようにする。
- ・ 活動のためやむを得ず外部に持ち出す場合は、個人情報の部分を匿名化するなど加工する。

■情報漏えいの防止

- ・ 見守り活動を通じて知った個人情報を、見守り活動の関係者以外に漏らさない。見守り活動をやめた後も同様に個人情報を漏らさない。
- ・ 個人情報を見守り活動の関係者以外には見せたり、渡したりしない。

■古い名簿の破棄



- ・ 見守り対象者名簿を更新する際には、古い名簿と引換えに配布し、古い名簿が提供先に残らないようにする。
- ・ 回収した古い名簿はシュレッダー処理するなどして、適切に廃棄する。

■事故発生時の対応



- ・ 個人情報に関する事故が発生した場合、速やかに管理者、個人情報の提供元に報告する。

(5) 見守り活動での個人情報の共有に関するQ & A

町会・自治会、管理組合など、地域住民の皆さんが見守り活動を行う中で、見守り対象者の個人情報の共有を進める際、参考となりそうなことを挙げました。

<p>Q1</p>	<p>町会・自治会などの小規模な組織も個人情報保護法の適用対象だということですが、どのようなことに注意すべきでしょうか。</p>
<p>A1</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正個人情報保護法の施行2017（平成29）年5月30日より、個人情報を取り扱う事業者は、その個人情報の規模に関わらず、法規制が適用されることになりました。この「個人情報取扱事業者」には、町会や自治会、同窓会等の非営利組織も含まれています。 ・ 従来から個人情報を適切に取り扱っていただければ特別な負担は生じませんが、例えば会員名簿を作成する等、個人情報の収集・管理を行う場合には、法の定めるルールを一つ一つ確認してから行う必要があります。 ・ 対応方法を掲載していますので、ぜひ参考としてください。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>個人情報保護委員会ホームページ： ◆自治会・同窓会向け会員名簿を作るときの注意事項 https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf </p>  </div>
<p>Q2</p>	<p>マンション管理組合は、個人情報保護法の適用対象なのでしょうか。管理する個人情報が5,000人分を超えなければ対象外と聞いたのですが・・・。</p> 
<p>A2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2017（平成29）年5月30日の改正法施行により、以前は規制の対象外だった5,000人分以下の個人情報を扱う事業者にも法が適用となりました。この「事業者」には町会や自治会、同窓会等の非営利組織も含まれており、個人情報を取り扱うマンションの管理組合も含まれるため、法律が適用されます。
<p>Q3</p>	<p>マンション管理組合が中心となり、見守り対象者の名簿を整備して見守り活動をはじめようと考えています。管理組合が法律上の「個人情報取扱事業者」になる場合、組合員であるマンションの住民は全員、取扱事業者の「従業者」にあたるかと考えてよいのでしょうか。</p>
<p>A3</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の個人情報保護法ガイドラインのQ & Aによると、取扱事業者の「従業者」は、マンション管理組合という理事等を指す、とされています。 ・ 組合の理事のほか、例えば名簿を管理する事務局などの方や、個人情報のとりまとめを行っている方は「従業者」に該当すると考えられますが、それ以外の一般のマンション住民の方は該当しません。（「第三者」として扱います） ・ 例えば、名簿を作って全住戸に配布する場合には、第三者に情報を提供することになりますので、個人情報の収集時等に、あらかじめ本人の同意を得ておく必要があります。



Q4	「要配慮個人情報」とは、具体的にどのようなものでしょうか。
A4	<ul style="list-style-type: none">・ 「要配慮個人情報」とは、個人情報のうち、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、個人情報保護法・政令・規則に定められた情報です。 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害、知的障害、精神障害等の障害があること、健康診断その他の検査の結果、保健指導、診療・調剤情報、本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続きが行われたこと、本人を非行少年又はその疑いがある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続きが行われたことが該当します。・ 要援護者の把握に取り組まれている自治会・町会では、例えば災害時の避難に対応するため、「障害」や「病歴」等の情報等を取得している場合が多いと思います。こうした「要配慮個人情報」は、必ず本人の同意がないと取得できませんので、ご注意ください。 <p>※ 2017（平成29）年5月30日の改正法施行よりも前に取得した情報については、改めて同意をとる必要はありません。（個人情報保護委員会のQ & A）</p>
Q5	町会・自治会の役員です。見守り活動を行う中で、個人情報の取扱いについて困った際、どこへ相談したらよいでしょうか。
A5	<ul style="list-style-type: none">・ 墨田区の高齢者支援担当窓口である高齢者福祉課（5608-6170）または、お近くの高齢者みまもり相談室（巻末に連絡先一覧あり）にご相談ください。・ 国の個人情報保護委員会でも、個人情報保護法に関する質問ダイヤル等を設置しています。 <div data-bbox="316 1368 1345 1767" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p><個人情報保護法質問ダイヤル></p><p>電話：03-6457-9849 (受付時間9:30～17:30土日祝日及び年末年始を除く)</p><p>ホームページ：https://www.ppc.go.jp/personalinfo/pipldial/</p><p><PPC質問チャット></p><p>個人情報保護法に関する質問に回答する24時間チャットボットサービス https://2020chat.ppc.go.jp/</p></div>

<p>Q6</p>	<p>「団地の自治会で見守り活動を行うにあたり、見守りが必要な高齢者の名簿を作成し自治会員や関係機関に配布することになりました。本人に同意を得た上でリスト化していますが、名簿への掲載を拒否している人が多い状況です。拒否している人の中に、丁寧に見守っていかねばならない人が多くいるのですが、どのような対応が必要でしょうか。</p>
<p>A6</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ まず、文書を送って同意を得られなかった場合、直接訪問して、名簿を作成する目的やその必要性、名簿の管理方法、閲覧する人の範囲などを分かりやすく、丁寧に説明しましょう。 ・ それでも同意を得られない場合、強制的に登録することはできません。訪問時の様子から、特に見守りが必要ではないかと思われる人がいれば、民生委員・児童委員や本人とのつながりのある近隣の人などの協力を得てその人のことを気に掛けてもらうなど、地域の中で役割分担することで、緩やかな見守りを行っていくことができます。 ・ また、高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室にも連絡して、専門的な視点からの支援も得ていきましょう。
<p>Q7</p>	<p>町会で見守り活動を行っていますが、町会に加入していない方も多く、地域の高齢者の状況を十分に把握できません。民生委員・児童委員も見守り活動を行っていることから、民生委員・児童委員が把握している地域の高齢者に関する情報を教えてもらうことはできますか。</p>
<p>A7</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員には守秘義務があるため、職務を通じて把握した個人情報を町会に提供することはできません。 ・ そこで、民生委員・児童委員と一緒に高齢者宅を訪問する活動を持ちかけてみてはいかがでしょうか。民生委員・児童委員と一緒に訪問しながら、地域の高齢者の状況を把握することができます。 ・ また、いつ行っても不在など心配なお宅がある場合は、高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室に相談し、「高齢者支援総合センターで長期不在の理由を確認できています。」などの安否情報を提供してもらう方法も考えられます。

<p>Q8</p>	<p>マンション管理組合で、マンション内で見守り活動を行うことを検討しています。見守りを希望する高齢者世帯の名簿を作成したいと思っておりますが、どのような方法がありますか。</p>
<p>A8</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名簿の作成方法には「①手挙げ方式」「②同意方式」があります。 ①手挙げ方式 ・ 手挙げ方式は、見守り活動を行うために名簿を作成する旨を事前に住民に対して周知し、希望者を募り、名簿に必要な情報を収集する方法です。 ・ この方法は情報収集の負担は軽いですが、希望者のみが対象となるため、他人と関わりたくない人、見守りの必要性を自覚していない人などが漏れてしまう可能性があります。 ②同意方式 ・ 同意方式は、直接本人に働きかけて必要な情報を収集する方法です。一人ひとり直接訪問するなどして、名簿作成の趣旨を説明し、必要な情報を聞き取っていきます。 ・ 見守りの必要性を感じていない人にも直接働きかけることで、名簿掲載への理解を得られる可能性があります。一方で情報収集の手間や時間がかかります。
<p>Q9</p>	<p>町会で見守り活動を行っています。効果的に見守りを行うため、どこに見守りが必要な高齢者がいて、どのように見守っていくかを可視化したマップを作成したいと思っております。マップには、高齢者の疾病や生活状況等の個人情報を掲載しますが、その際注意すべきことについて教えてください。また、完成したマップはどのように管理したらよいでしょうか。</p>
<p>A9</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ マップに見守りが必要な高齢者宅などの情報を書き込んでいく際には、外部に分からないように記号を使うなど工夫します。記号の意味を記載した文書は、マップとは別に作成しましょう。マップにはタイトルもつけないようにします。 ・ また、マップを使う人には、見守り対象者の情報などを書き込まないよう十分に周知しておきます。 ・ できあがったマップは、鍵のかかる決まった場所に保管し、見守り活動を行う関係者の中から管理責任者を置きましょう。 ・ マップを複写する際には、管理責任者がきちんと枚数を把握し、記録しておくようにします。

◆民間企業・団体等にも広がっています
墨田区の高齢者見守りネットワーク◆

墨田区では、区内に店舗がある民間企業・事業者等との「地域の高齢者への見守り活動に関する協定」の締結や「すみだ高齢者見守りネットワーク事業協力機関」への登録を通じて、地域の高齢者を見守る取組が進んでいます。

2024（令和6）年8月末時点で、協定15団体、ライフライン事業者、カフェ、薬局、配食事業者等、協力機関37団体が登録されています。

日頃からこれらの事業者と高齢者みまもり相談室が連携する中で、「何度も来店する高齢者がいて心配」「訪問時に郵便物が溜まっている」等の相談が寄せられ、必要な支援に繋がっています。

地域の高齢者への見守り活動に関する協定 締結企業・団体一覧（締結順）
（2024（令和6）年8月末時点）

企業・団体名	所在地	活動内容
東京都水通局	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	水道メータの定期検針や再調査時等を通じた異変情報提供
布亀株式会社	兵庫県西宮市今津二葉町3-6	置き薬、宅配業務等を通じた見守り
株式会社セブノーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番8号	店頭販売、宅配業務等を通じた見守り
東京都住宅供給公社	東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号	住宅管理業務等を通じた安否確認・見守り
生活協同組合コープみらい	埼玉県さいたま市南区根岸一丁目5番5号	宅配業務等を通じた安否確認・見守り
株式会社りそな銀行本所支店	東京都墨田区緑一丁目16番1号	金融業務を通じた見守り
東京土建一般労働組合墨田支部	東京都墨田区東向島二丁目11番13号	建設現場、事業所での業務及び組合活動を通じた見守り
明治安田生命保険相互会社	東京都江東区亀戸一丁目42番20号	保険業務等を通じた見守り
東京東信用金庫	区内に所在する営業店	金融業務を通じた見守り
朝日信用金庫	区内に所在する営業店	金融業務を通じた見守り
東信用組合	区内に所在する営業店	金融業務を通じた見守り
みずほ銀行	区内に所在する営業店	金融業務を通じた見守り
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	保険業務等を通じた見守り
北東京生活クラブ生活協同組合	東京都練馬区中村南2丁目22番3号	宅配業務等を通じた安否確認・見守り
大樹生命保険株式会社東京東支社	東京都足立区千住仲町41-1大樹生命北千住ビル7F	保険業務等を通じた見守り



すみだ高齢者見守りネットワーク事業の詳細については区HPからご確認いただけます。

トップページ>健康・福祉>高齢者への支援>
ひとりぐらし等の高齢者のために>
すみだ高齢者見守りネットワーク事業



こちらのQRコードを読み取ることでHPIに接続できます。

◆通いの場の活動を通じ、見守りにつなげませんか？◆

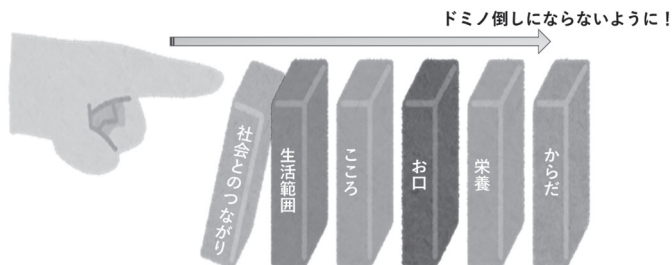
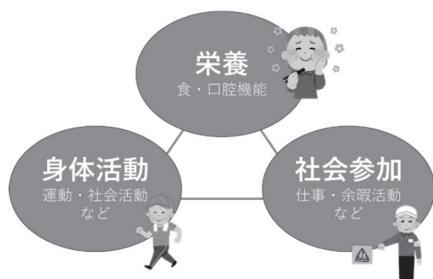
通いの場とは…

「介護予防」「閉じこもり予防」「健康づくり」のため、集会所などの歩いて通える場所で、地域の住民が運営する『地域住民の集う場』のことです。

墨田区では人生100年時代を迎える中、健康寿命の延伸を図りながら医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、身体面の健康だけでなく、人々が生きがいを持って豊かな生活を送れるような「通いの場」の地域づくりを推進しています。

大切なのは健康寿命をのばすこと！そのために介護予防が必要です！

健康長寿の3つの柱



出典：フレイル予防ハンドブック（東京大学高齢社会総合研究機構教授 飯島勝矢氏監修）

介護予防には「適度な運動」、「栄養」、「社会とのつながり」が大切です。

心と体が弱くなる始まりは『社会とのつながりを失うこと』と言われています。ドミノ倒しにならないように、社会参加で楽しいと思える活動に参加することで、自然と活動量は増えて、食欲がわき、身体を動かすようになれます。

「社会とのつながり」を失わないことが介護予防の第1歩！

ぜひ、通いの場の活動をすることで、地域の高齢者の見守りにつなげませんか？
通いの場の情報や墨田区のサポートについては、以下のとおりです。

○いきいきマップすみだ○

地域で行われている体操や趣味などの交流活動の情報を随時更新し、インターネットで公開しています。→「いきいきマップすみだ」で検索！



QRコードを読み取ることで掲載ページに接続できます。

○地域集会所利用料金減額対象承認制度○

地域集会所の利用料金を5割減額します。

○通いの場の活動場所提供者登録制度○

通いの場の活動のための場所を提供してくださる区内の法人等を募集し、登録することで、区から提供者を紹介します。

活動場所の提供者の一例です。



QRコードを読み取ることでHPに接続できます。

本コラムの事業の詳細は高齢者福祉課地域支援係（03-5608-6178）までご連絡ください。

高齢者支援総合センター・高齢者みまもり相談室 一覧表

名称	電話番号	FAX番号	住所	担当区域
みどり 高齢者支援総合センター	5625-6541	5625-6501	緑二丁目5番12号 (オウトピアみどり苑内) 令和7年春、緑一丁目 11番2号2階(予定)に移転	両国、千歳、緑、 立川、菊川、江 東橋
みどり 高齢者みまもり相談室	5625-6551			
同愛 高齢者支援総合センター	3624-6541	3624-6501	亀沢二丁目23番 7号塚越ビル1階	横網、亀沢、石 原、本所、東駒 形、吾妻橋
同愛 高齢者みまもり相談室	3625-6421			
なりひら 高齢者支援総合センター	5819-0541	5819-3185	業平五丁目6番2 号(なりひらホ ーム内)	錦糸、太平、横 川、業平
なりひら 高齢者みまもり相談室	5809-7400			
こうめ 高齢者支援総合センター	3625-6541	5608-3730	向島三丁目36番 7号(すみだ福 祉保健センター 内)	向島、押上
こうめ 高齢者みまもり相談室	5619-6511			
むこうじま 高齢者支援総合センター	3618-6541	3618-6549	東向島二丁目36 番11号(ベレー ル向島内)	東向島一・二・ 三・五・六丁目 、京島
むこうじま 高齢者みまもり相談室	6657-2731			
うめわか 高齢者支援総合センター	5630-6541	3614-9160	墨田一丁目4番4 号(シルバープ ラザ梅若内)	堤通、墨田、東 向島四丁目
うめわか 高齢者みまもり相談室	5630-6511			
ぶんか 高齢者支援総合センター	3617-6511	6657-1431	文花一丁目29番 5号(都営文花 一丁目アパート 5号棟1階)	文花、立花
ぶんか 高齢者みまもり相談室	3614-6511			
八広はなみずき 高齢者支援総合センター	3610-6541	3610-6590	八広五丁目18番 23号	八広、東墨田
八広はなみずき 高齢者みまもり相談室	3614-1465			

	営業日	受付時間
高齢者支援総合センター	月～土曜日(年末年始、祝日を除く) ※虐待等の通報は24時間受け付けます。	午前9時～午後6時
高齢者みまもり相談室	月～金曜日(年末年始、祝日を除く)	午前9時～午後5時

住民の皆さんのための
高齢者等の見守りガイドブック

発行年月 令和6年10月
発行 墨田区福祉保健部高齢者福祉課
〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号
電話 03-5608-6170(直通)
協力 見守りガイドブック編集委員会
(みどり高齢者みまもり相談室、同愛高齢者みまもり相談
室、なりひら高齢者みまもり相談室、ぶんか高齢者みまも
り相談室)

表紙写真 : 大横川親水公園からの風景
裏表紙写真: 隅田公園からの風景

※本冊子は、東京都福祉局作成の「住民の皆さんのための高齢者等の見守りガイドブック
(第4版)」を基に、墨田区福祉保健部高齢者福祉課が再編集し、墨田区版ガイドブックとし
て制作したものです(承認番号6福祉高在第552号)



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用